

国民が在宅医療を理解するために必要な情報提供の項目

認定 NPO 法人 ささえあい 医療人権センター COML 理事長 山口育子

最低限必要な情報

- どのようなときに在宅医療・介護を利用できるのか
 - ・外出が難しい状態になった高齢者や難病患者
 - ・できるだけ自宅での療養や看取りを希望するがんの末期患者
 - ・自宅で療養している患児
 - ・自宅での看取りを希望している場合

- 在宅医療・介護を希望する際の手続き
 - ・介護保険申請の方法
 - ・訪問医や訪問看護ステーション、ケアマネジャーなどの探し方

- 在宅医療・介護に関係する医療機関や施設
 - ・在宅療養支援診療所
 - ・在宅療養支援病院
 - ・訪問看護ステーション
 - ・地域包括支援センター など

- 在宅医療・介護に携わるスタッフの種類と役割
 - ・在宅医
 - ・訪問看護師
 - ・ケアマネジャー（介護支援専門職）
 - ・ホームヘルパー（訪問介護員）
 - ・福祉用具専門相談員
 - ・薬剤師
 - ・歯科医師・歯科衛生士
 - ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

- 在宅医療・介護で提供されるサービス
 - ・訪問診療や往診（診療、検査、注射、処方せんの発効、看取りなど）
 - ・訪問看護
 - ・訪問歯科診療や口腔ケア
 - ・訪問薬剤師

- ・訪問リハビリ
- ・訪問介護や訪問入浴
- ・通所介護（デイサービス）や通所リハビリ
- ・ショートステイ
- ・福祉用具の貸与
- ・福祉用具購入費支給
- ・住宅改修費の支給

○在宅医療・介護を希望するときの相談窓口

- ・入院中は医療機関の患者相談窓口や地域医療連携室など
- ・介護申請済みの場合はケアマネジャー
- ・地域包括支援センター
- ・市町村の担当課

可能なら提供したい情報

○病気の違いによる典型的な在宅医療・介護の具体例

○家族の形態の違いによる典型的な在宅医療・介護の具体例